

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱

令和8年7月14日
告示第29号

(目的)

第1条 この告示は、上ノ国町空き家等対策計画に基づき、町内にある空き家等の利活用を促進し、地域の活性化及び空き家の削減を図るため、町内にある空き家の改修等にかかる経費に対して、予算の範囲内において、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 改修等 空き家の修繕、補修、模様替え若しくは、改築等による空き家本体の機能維持又は機能向上のための工事をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者若しくは、その相続人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、地域の活性化を図るため、地域コミュニティの維持及び再生を目的に空き家の改修等を行う事業（以下「補助事業」という。）で、次の各号に掲げる用途のいずれかに10年以上活用するものとする。

- (1) 滞在型交流施設
- (2) 体験学習施設
- (3) 創作活動施設
- (4) 文化施設
- (5) 関係人口の拡大を目的とする取組に利用する宿泊施設
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の補助金の交付の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町内に存する空き家であること。
- (2) 公共事業等による移転等の補償対象となっていないものであること。
- (3) 法令等に違反していないものであること。
- (4) 対象空き家に係る固定資産税の滞納がないこと。

3 補助金の交付は、同一の所有者等につき年度内に1回を限度とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を着実に遂行することができると町長が認める空き家の所有者等若しくは、その所有者等からの承諾により町内で活動する個人又は団体等（法人及び団体をいう。）で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 団体等にあっては、規約等を有し、独立した経理を行っていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をその構成員としていないこと。
- (4) 宗教的及び政治的活動並びにこれらに類する活動を行うことを目的としていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために行う設計及び施工に要する経費とする。なお、解体費のほか町その他の機関から補助金等の交付を受ける経費については補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内の額とし、200万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手しようとする前に上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）誓約書（様式第2号）
- （2）申請者概要書（様式第3号）
- （3）事業計画書（様式第4号）
- （4）事業収支予算（決算）書（様式第5号）
- （5）対象空き家に係る建物の登記事項証明書
- （6）補助対象経費に係る工事費等見積明細書
- （7）施工前写真
- （8）位置図及び平面図（改修前及び改修後）
- （9）団体等にあつては、その構成員名簿
- （10）団体等にあつては、その登記事項証明書、定款、規約又は会則等の写し
- （11）その他町長が必要と認める書類

（権利関係者の承諾）

第8条 申請者が、空き家を借用して補助事業を実施しようとする場合は、前条の申請書に、同条各号に掲げる書類のほか、当該空き家の借用に係る契約書の写し及び当該空き家の所有者の承諾書（様式第6号）を添えなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、第7条の規定による交付申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）又は上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付却下通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の変更又は廃止をしようとするときは、上ノ国町空き家活用対策事業変更承認申請書（様式第9号）に、変更の内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請に係る書類を審査の上、上ノ国町空き家活用対策事業変更承認通知書（様式第10号）又は上ノ国町空き家活用対策事業変更不承認通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、上ノ国町空き家活用対策事業完了報告書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）事業収支予算（決算）書（様式第5号）
- （2）補助対象経費に係る領収書の写し
- （3）補助対象事業の実施の記録写真
- （4）その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日（以下「補助事業完了日」という。）から起算して30日以内又は補助事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は前条の規定による完了報告を受理したときは、完了報告等の書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金確定通知書（様式第13号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに上ノ国町空き家活用対策事業費補助金（精算）請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（概算払）

第14条 町長が必要と認めるときは、補助金交付決定額の7割以内の額を概算払することができるものとする。ただし、概算払の額は補助対象経費のうち既に支払った金額、又は請求を受けている金額以内の額とする。

- 2 申請者は、概算払を受けようとするときは、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金概算払請求書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 上ノ国町空き家活用対策事業資金計画書（様式第16号）
- （2） 補助対象経費に係る領収書又は請求書及び契約書の写し
- （3） 補助事業のために借り入れた金銭消費貸借契約書等の写し
- （4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付に関し付された条件その他法令又はこの告示の規定に違反したとき。
- （3） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

（関係書類の整備及び保存）

第17条 補助事業者は、補助事業における経費の収支を明らかにした書類、帳簿その他の関係書類を備え、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（状況報告及び広報への協力）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る空き家の管理状況、活用状況等について、補助金の交付を受けた日から10年を経過した日の属する年度までの間、各年度の3月31日までに上ノ国町空き家活用対策事業管理活用報告書（様式第17号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、関係書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。
- 3 補助事業者は、ホームページの掲載等、町の広報において事例として紹介することについて承諾するとともに、必要な協力を行うものとする。
- 4 補助事業者は、前項の承諾にあたり、補助事業に係る空き家の所有者でないときは、

承諾の前に当該空き家の所有者の承諾を得るものとする。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和8年7月14日告示第29号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
申請者名

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付申請書

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金の交付を受けたいので、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 事業名

2 目的及び内容

3 事業の着手年月日 年 月 日

4 補助金交付申請額 金 円

5 関係書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 申請者概要書（様式第3号）
- (3) 事業計画書（様式第4号）
- (4) 事業収支予算（決算）書（様式第5号）
- (5) 補助対象経費に係る工事費等見積明細書
- (6) 施工前写真
- (7) 位置図及び平面図（改修前及び改修後）
- (8) 団体等にあつては、構成員名簿
- (9) 団体等にあつては、登記事項証明書、定款、規約又は会則等の写し

誓 約 書

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金の申請にあたり、次のことについて誓約します。

- 1 対象となる空き家は、交付申請日に現に居住者又は利用者がいないこと。
- 2 地方税の滞納その他法令違反をしていないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をその構成員としていないこと。
- 4 宗教的活動や政治的活動及びこれらに類する活動を行うことを目的としていないこと。
- 5 対象空き家は、各種法令に違反しない改修を施すこと。
- 6 地域のコミュニティの維持・再生を目的とした活用をすること。
- 7 ホームページへの掲載等、町の広報において事例として紹介することについて了承すること。
- 8 補助金の交付を受けた日から10年を経過するまでは、地域の活性化を図るため、地域コミュニティの維持及び再生を目的とした第3条各号の用途のいずれかに継続して活用すること。
- 9 補助金の交付を受けた日から10年を経過する前に、補助事業に係る工事を行った部分について著しい改修等を行わないこと。
- 10 補助金の交付を受けた日から10年を経過する前に、補助事業を行った空き家を売却する場合は、当該売却の日から対象事業の完了後10年を経過するまでの期間について、譲り受けるものが8及び9を遵守する旨を譲渡契約書等に明記すること。
- 11 町が、町税等の課税状況及び納付状況について閲覧することに同意すること。

上ノ国町長 様

年 月 日

申請者住所
申請者名

様式第 3 号（第 7 条関係）

申 請 者 概 要 書

年 月 日現在

住 所	〒 ー
申請者名	フリガナ
代表者氏名 ※ 法人の場合のみ記入	フリガナ
連絡先	フリガナ 氏 名 住 所 〒 ー 電 話 F A X メール
構成員数	人
設立目的	
主な事業内容	
備考	1 団体等の場合、構成員の名簿を添付してください。 2 団体等にあつては、登記事項証明書、団体の定款、規約又は会則等の写しを添付してください。

様式第4号（第7条関係）

事業計画書

事業名		事業費	円
活用の用途	滞在型交流施設・体験学習施設・創作活動施設・文化施設・関係人口の拡大を目的とする取組に利用する宿泊施設・その他（ ）		
対象空き家の所在地			
活用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
事業の目的・効果等	1 事業の目的及び必要性（事業を実施する理由、背景等） 2 事業の公益性（不特定多数の利益増進に寄与するものか） 3 事業効果（地域コミュニティの維持及び再生につながるか） 4 事業の実効性及び継続性（人員体制、自主財源の確保方法等） 5 事業の特徴（工夫した点等） 6 その他		
備考 この用紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。			

事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算（決算）額	摘要
計		

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算（決算）額	摘要
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致すること。

年 月 日

（借主）住 所
申請者名

（貸主）住 所
氏 名
印

承 諾 書

私が所有権を有している次の空き家において、借主が上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱に基づく事業を行うことに関して、承諾します。
また、町が町税等の課税状況及び納付状況について閲覧をすることに同意します。

記

対象空き家の所在地	上ノ国町字		
物件番号		家屋番号	
建築年次		現況階層	
構 造		面 積	平方メートル

第 年 月 日
号

様

上ノ国町長

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった上ノ国町空き家活用対策事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) この補助金は、交付申請書に記載された事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業者は、上ノ国町補助金交付規則及び上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) 年 月 日までに補助事業を完了すること。
- (4) 補助事業の内容を変更するときは、町長の承認を受けること。

第 年 月 号
年 月 日

様

上ノ国町長

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付却下通知書

年 月 日付で交付申請のあった上ノ国町空き家活用対策事業費補助金について、次のとおり補助金の交付を却下しましたので、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 却下の理由

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
申 請 者 名

上ノ国町空き家活用対策事業変更承認申請書

年 月 日付指令 第 号で交付決定のあった上ノ国町空き家活用対策事業について、次のとおり変更したいので、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（廃止）理由

2 変更内容

変更前	変更後

3 補助金交付申請額	変更前	円
	変更後	円

4 関係書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

第 年 月 号
年 月 日

様

上ノ国町長

上ノ国町空き家活用対策事業変更承認通知書

年 月 日付で承認申請のあった上ノ国町空き家活用対策事業の変更について、次のとおり変更を承認することに決定したので、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 変更を承認する補助事業の内容
- 2 変更後の補助事業に要する経費 円
- 3 変更後の補助金の額 円

第 年 月 号
年 月 日

様

上ノ国町長

上ノ国町空き家活用対策事業変更不承認通知書

年 月 日付で承認申請のあった上ノ国町空き家活用対策事業の変更について、次のとおり変更を不承認とすることに決定したので、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 不承認の理由

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
申 請 者 名

上ノ国町空き家活用対策事業完了報告書

年 月 日付指令 第 号で補助金の交付決定があった上ノ国町空き家活用対策事業について、次のとおり完了したので、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業完了日 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金対象経費 金 円
- 4 補助金概算払済額 金 円
- 5 関係書類
 - (1) 事業収支予算（決算）書（様式第5号）
 - (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (3) 補助事業の実施の記録写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類

第 年 月 号
年 月 日

様

上ノ国町長

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金確定通知書

年 月 日付で完了報告書の提出があった上ノ国町空き家活用対策事業費補助金について、次のとおり補助金額を確定したので、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
申 請 者 名
印

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金請求（精算）書
年 月 日付指令 第 号で確定通知があった上ノ国町空き家活用対策事業費補助金について、次のとおり補助金を請求（精算）します。

記

1 補助金請求（精算）額 金 円

請求（精算）額 （A）－（B）	補助金の確定額 （A）	概算払受領済額 （B）
円	円	円

2 振込指定口座

金融機関名	支店名 フリガナ 口座名義人
口座種別 普通・当座	口座番号

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
申 請 者 名
印

上ノ国町空き家活用対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった上ノ国町空き家活用対策事業費補助金について、補助金の概算払を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円
(単位：円)

補助金交付 決定額 (A)	前回までの 受領済額 (B)	今回請求額 (C)	差引残額 (A)－(B)－(C)	概算払を 必要とする理由
円	円	円	円	

2 振込指定口座

金融機関名	支店名 フリガナ 口座名義人
口座種別 普通・当座	口座番号

3 関係書類

- (1) 上ノ国町空き家活用対策事業資金計画書（様式第16号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書又は請求書及び契約書の写し
- (3) 対象事業のために借り入れた金銭消費貸借契約書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

収入

(単位：円)													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
町補助金													
自己資金													
計													

支出

(単位：円)													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計													

備考 任意様式での提出も可とする。

様式第17号（第18条関係）

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所

上ノ国町空き家活用対策事業管理活用報告書

年度において、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金の交付を受けて改修等した対象空き家について、上ノ国町空き家活用対策事業費補助金交付要綱第18条の規定により、 年度の管理活用の実績を下記のとおり報告します。

記

1 対象空き家の所在地

2 活用の用途

3 活用事業の実施に関する事項

実施した 活用事業名	活用事業の内 容	実施期間	参加人数等	事業費の 額（円）

注1 記以下の項目について、別紙（任意様式）での提出も可とする。

注2 対象空き家の写真及び事業の実施記録の写真等を添付すること。